

輸入穀類等検疫要綱の一部を次のように改正する。

別表 2 (第 12 関係) の 7 の表を次のように改める。

7 選別による消毒方法の基準

有害植物の種類	選 別 程 度	摘 要
穀類等に着する 麦角	(1) 麦角 (<i>Claviceps gigantea</i> 、麦角を伴ふ) の 含有率 (重量比) が 0.05% 未満になるまで選別 (2) <i>Claviceps gigantea</i> の麦角の含有率 (重量比) が 0.01% 未満になるまで選別	選別した麦角及び 菌核は、4又は 5の消毒方法に より消毒すること。
穀類等に着する 菌	菌核の含有率 (重量比) が 0.01% 未満になるまで 選別	